

議事録（概要）

会議名	芦屋町障害福祉計画推進委員会（第2回）					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	平成29年9月6日（水） 10:00～11:40					
委員の出欠	委員長	今村 浩司	出	委員	吉永 修二	出
	副委員長	小徳 薫	出	委員	戸田 景子	出
	委員	松岡 泉	出	委員	道方 ひろみ	出
	委員	黒岩 淳	出	委員	田中 信代	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	石松 健吾	欠
	委員	米田 利夫	出	委員	梶原 典子	出
件名・議題	<p>1 第4期障害福祉計画の平成28年度評価について</p> <p>2 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について</p> <p>①芦屋町の現状と課題について</p> <p>②芦屋町障害者計画 第3期芦屋町障害者計画の体系と施策</p> <p>③芦屋町障害福祉計画</p> <p>3 その他</p>					
合意事項 決定事項	<p>1 第4期障害福祉計画の平成28年度評価について</p> <p>・第4期障害福祉計画の平成28年度評価（案）について説明。地域生活支援拠点の整備について、芦屋町での対応の記載を検討することとなった。</p> <p>2 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について</p> <p>①芦屋町の現状と課題について</p> <p>・現状と課題について説明。以下の点について検討することとなった。</p> <p>○障がい者やその家族への支援について。当事者の親の高齢化に関する対応について課題として記載すること。</p> <p>○災害時の支援について。紙おむつや薬等の物資の確保について記載すること。</p> <p>○アンケート調査結果について。障がい別の特性が見えづらくなるため、全体での記載を削除。</p> <p>②芦屋町障害者計画 第3期芦屋町障害者計画の体系と施策</p> <p>・第3期芦屋町障害者計画の体系と施策について説明。以下の点について検討することとなった。</p> <p>○継続している施策と新たな施策を区別できるようにした方が良い。</p> <p>○情報アクセシビリティ等一般的でない言葉について、言葉の置き換え又は注書きを行う。</p>					

	<ul style="list-style-type: none"><li>○意思疎通支援について。手話通訳にしか触れていないので「新たな支援の検討」などとする。</li><li>○障がいについて、手帳所持者だけでなく暮らしづらさを感じている人も含まれる。これを踏まえた上での啓発が施策として必要。</li><li>○「障がいの予防」の表現は適切でないので修正。</li></ul> <p><b>③芦屋町障害福祉計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・芦屋町障害福祉計画について説明。次回委員会まで引き続き意見を受付け、協議することとなった。</li></ul>
--	---

## 第2回 芦屋町障害福祉計画推進委員会 議事録

### ○日時

平成29年9月6日（水）10:00～11:40

### ○場所

芦屋町役場3階 31会議室

### ○協議事項

- 1 第4期障害福祉計画の平成28年度評価について
- 2 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について
  - ①芦屋町の現状と課題について
  - ②芦屋町障害者計画 第3期芦屋町障害者計画の体系と施策
  - ③芦屋町障害福祉計画
- 3 その他

### 議題1 第4期障害福祉計画の平成28年度評価について

#### ●事務局から第4期障害福祉計画の平成28年度評価について説明

#### (委員)

・目標値の設定の方法で国の基本指針に基づくとされているが、芦屋町の実態・状況を把握した上での目標値設定になっているのか。

#### (事務局)

・サービス見込量の設定に関しては、芦屋町の近年の動向を踏まえた上で設定している。目標値の設定やサービス見込量を定める項目は、国の基本指針で示されているものである。

#### (委員)

・2ページの項目4. 地域生活支援拠点の整備だが、これはまだ実現していないと思うが、何か大きな課題、壁になっているものがあるのか。

#### (事務局)

・地域生活支援拠点の整備は、市町村単独、それが困難な場合は圏域での設置が認められている。芦屋町は現在郡内と中間市の圏域での整備を検討している。今現在、福岡県下で見ても地域生活支援拠点は未だ整備されていない状況である。圏域での協議の中で取り上げられていることは、一つには費用面で国からの補助が何もないということである。

なお、この拠点圏域内に整備しないとサービスが行き届かないという、決してそうでない。しかし、短期入所等、24時間のサービスがないという課題がある。

**(委員)**

・拠点の整備について対策を講じるか講じないかということは、ここでも方向性を明確にしておいた方がいいと思う。障がい者は拠点のような包括的な支援を求めている、生活上の不安についてアンケートでも出ていた。それにどう対応するかは考えておかないといけないし、拠点の整備については、国にも要望を上げていかなければ予算もつけられない。

**(委員)**

・事業のメニューは色々出ているが多過ぎるので、芦屋町でどれくらいのものが必要か見定める時期だと思う。

**(委員)**

・地域生活支援拠点も基幹相談支援センターも、以前の障害者自立支援法の時期から地域支援協議会を設置し、その中で協議を進めていくようにされていたが、この協議会は協議実績はあるが県内では形骸化し始めている。

**(委員長)**

・現状を受け地域生活支援拠点については、芦屋町としての対応を掲載する必要があると思うので、事務局では記載について検討して頂きたい。

**(委員)**

・6ページに地域生活支援事業の見込量の記載があり、必須事業の中に自発的活動支援事業がある。これはどこまでの範囲を対象として補助金が出るのか、ご説明頂きたい。

**(事務局)**

・自発的活動支援事業の補助金は事業に対して交付するもので、団体の中で交流事業を行ったり、団体員の研修で講師を招聘したりすることに対する助成で、1団体につき上限5万円を交付することができる。交付対象は、障がい者団体や当事者団体だけではなく、町内で5人以上で活動している団体で、障がいに関する啓発や理解を促進する事業を行う場合や、障がいを持っている方の交流、悩みなどを分かち合う事業などが主に対象となる。

**(委員長)**

・2ページに就労移行支援に関する記載があり、事業所の就労移行支援事業が廃止されたということであるが、利用者のモニタリングについてはその後どうなったのか。現在、利用希望者がいないということか。もしいた場合には、町外の事業所へつなげていくという考えでよろしいか。

(事務局)

- ・お見込みの通り。

## 議題2 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について

### ●事務局から①芦屋町の現状と課題について説明

(委員)

- ・35 ページの就労について、「工賃アップ」という言葉があるが、これは町の考えと理解してよいか。そのために、何か仕事を提供するということか。

(事務局)

- ・障害者優先調達促進法において各市町村に要綱の作成が求められており、本町でも要綱をつくって、授産施設に委託するなど取り組んでいる。

(委員)

- ・物をつくって売るのも一つの手段だが、物だけではなく、清掃活動等の役務として人の力も活用して頂きたい。

(委員)

- ・34 ページ①の障がい者やその家族への支援について。前回の委員会でも触れたが、当事者の親が高齢になって、介護保険を使う状況になった時の判断やサポートが難しい。そういった内容については、ここで明文化した方がよいと思う。親亡き後ではなく、現状で支援が必要だという表現にした方がよい。

(委員)

- ・このことについて対応する事業としては、相談支援事業が中心になると思う。制度上介護と障がいの線引きが難しいところはあるが、いずれにせよ窓口として相談員やケアマネージャーで対応することになると思う。

(事務局)

- ・芦屋町は同じ福祉課の中に高齢者支援と障がい者支援の担当係があるので、お互い連携はとっている。

(委員長)

- ・このことについては、多くの課題を抱えているということをぜひ加えて頂きたい。

(委員)

・32 ページに、(6) 差別を受けた経験等という項目がある。ここに、「差別の解消に向けた住民への意識啓発、行政・学校・企業・医療機関における合理的配慮の取り組みを推進する必要」とあるが、現状として具体的な取り組みがないように感じる。

(委員長)

・障害者差別解消法等の関連で県では条例を10月に施行する。芦屋町の条例をどうするかについても、これから色々と議論しながら進めていくことになるのではと思う。

(委員)

・32 ページの災害時に困ることの中に、障がいによって異なった支援が必要と書かれているが、これについて紙おむつや薬などの物資を確保に努めてほしい。特に精神障がい者は、薬が手に入らないことで不安になる特性があるので、物資の確保について知らせることが安心につながる。

(委員長)

・ご検討頂きたい。

(委員)

・23 ページのアンケートの部分で、身体障がい者、知的や重複障がい、精神障がい者ではかなり傾向が違う。しかし、全体での結果を記載することでかえって個別の特徴が見えづらくなっている。「全体」での表現を削除してはどうか。

(委員長)

・表記方法について検討をして頂きたい。

## ●事務局から②芦屋町障害福祉計画 第3期芦屋町障害者計画の体系と施策について説明

(委員)

・新たな施策については、それ以前のものとは区別できるようにしたほうがいいのではないかと。

具体的な施策で、外出・移動の支援について。町内巡回バスの運行は障がい者本人や高齢者には浸透しているが、どれくらい利用されているのかがよくわからない。恐らく障がい者というより高齢者が主に利用していると思うが、乗降介助者が同乗してくれたらもっと利用しやすいと思う。

(委員)

・「安心な暮らしの実現」と「生活環境の整備」について、バリアフリー化のことが載っているが、10月1日施行の障害者差別解消法に関する県条例でも触れているので、今後取り

組み内容などは、県とのすり合わせの中で具体化してくるのではないかと。

合理的配慮の事務的な部分についても、条例策定に向けた関係団体との協議の中で徐々に具体化した施策が出てくるのではないかと。

**(事務局)**

・福岡県福祉のまちづくり条例というものがある。これに基づいて町では公共施設を順次バリアフリー化しているところである。障がい者差別に関する条例については、ソフトの部分でまず勉強会実施する予定である。

**(委員長)**

・ご意見として承って、またご検討頂きたい。

**(委員)**

・情報アクセシビリティという言葉自体あまり一般的ではないので、違う言葉に置きかえたほうがいいのかも。あるいは、注意書きが必要かと思った。

関連して、(2) 障がい者の意思疎通支援について。現在の法律に変わってから、意思疎通支援は、要約筆記や代読・代筆、知的障がいの人たちのコミュニケーション支援、重度身体障がいのコミュニケーションボードによるコミュニケーション等すべて含んでいる。手話だけがずっとここに取り上げられることがどうかと思うので、「新たな支援の検討」のような言い方でもいいかもしれない。

**(事務局)**

・代筆・代読は、確かにそれほど要望は上がってきていないので、検討事項は上げていない。この点については改めて検討する。ただ、「窓口等」というのは行政窓口ことだが、ここについてはコミュニケーションボードや助聴器などを整備して、行政情報に関しては配慮ができるよう環境は整えている。これを継続して行う。

**(委員)**

・差別の解消、権利擁護について。障がいについての啓発だが、そもそも障がいの定義の問題で、今は手帳を持っている人が障がい者という考え方が強い。暮らしづらさを感じている人は全て障がいの当事者だという考え方を、どこがどれだけ啓発していくかということが必要だと思う。今書かれている「人権まつり」や「広報紙」では少し弱いと感じた。

**(委員)**

・障害者差別解消法が施行され、確かに公的機関は合理的配慮の提供は義務化されているが、事業所などは、努力義務となっている。合理的配慮の提供について啓発を進めるかが課題である。

(委員)

・5の保健・医療の推進について。施策では「障がいの原因となる疾病の予防」という表現だが、その前の記述では「障がいの予防」といった表現をしている。これは適切な表現ではないので改めて頂きたい。

(事務局)

・ここは修正ミスなので、改めて修正を行う。

(委員)

・資料3に記載されている施策では担当が多くの係がに分かれているが、その評価は誰が行うのか。

(事務局)

・それぞれの施策については様々な部署が関わっており、毎年、実施状況の報告を受け、今後の方向性について調査を行い、第3期計画からはこの委員会で報告し意見を頂こうと考えている。PDCAサイクルを取り入れ、現在は計画を立てている段階のPlanである。これが認められたら、この計画にそって事業を実施。その結果を、今度はCheckで1年ごとに評価していく。その評価について委員会で意見を頂き、今度はActionで改善すべき点は改善して、翌年度にまた見直していく。

(委員)

・福祉課の障がい者・生活支援係が、実態について掌握するのか。

(事務局)

・評価については原課が行い、取りまとめは障がい者・生活支援係が行う。

### ●事務局から③芦屋町障害福祉計画について説明

(委員長)

・今回お示し頂いた内容について、日中活動系のサービスや障がい児の部分で少し内容を深めていくということなので、意見等、今後も受け付ける期間はあるか。

(事務局)

・期間を設けることは可能である。

(委員長)

・委員には改めて内容を読み込んで頂き、意見等あれば、随時事務局の方にご連絡頂くか、次回委員会の場合でもご提示頂きたい。

では、確認だが現段階の案として今回の内容について承認を頂くということによろしいか。

(委員)

- ・承認

(委員長)

- ・では、この障害者計画と障害福祉計画の素案について、事務局ではさらに検討を進めて頂きたい。

### 議題3 その他

#### ●事務局から事務連絡

(委員長)

- ・最後に、その他、全体に関して、ご意見やご質問があれば承りたいが、いかがだろうか。特になければ、以上で第2回障害福祉計画推進委員会を終了する。

以上